

年次有給休暇の取得促進を目指して

「労働時間等見直しガイドライン」 が改正されました！！

- * 「労働時間等見直しガイドライン」(労働時間等設定改善指針)とは、事業主及びその団体が、労働時間等の設定の改善について適切に対処するために必要な事項について定めたものです。
- * 「労働時間等の設定の改善」とは、労働時間、休日数及び年次有給休暇を与える時季その他の労働時間等に関する事項について労働者の健康と生活に配慮するとともに多様な働き方に対応したものと改善することをいいます。
- * 「明日の安心と成長のための緊急経済対策」(平成21年12月8日閣議決定)において、「休暇取得促進への支援措置」として、「労働時間等設定改善法に基づく『指針』を見直し、年次有給休暇を取得しやすい環境の整備に向けた関係者の取組の促進を図る」ことが明記されたことによります。

主な改正のポイント

年次有給休暇について、事業主に対して次のような制度的な改善を促すこととしました。

- 労使の話合いの機会において年次有給休暇の取得状況を確認する制度を導入するとともに、取得率向上に向けた具体的な方策を検討しましょう。
- 取得率の目標設定を検討しましょう。
- 計画的付与制度(*)の活用を図る際、連続した休暇の取得促進に配慮しましょう。
 - * 「計画的付与制度」とは、年次有給休暇のうち、5日を超える分については、労使協定を結べば、計画的に休暇取得日を割り振ることができる制度のことで、この制度の導入が年次有給休暇の取得率向上に有効です。
- 2週間程度の連続した休暇の取得促進を図るに当たっては、当該事業場の全労働者が長期休暇を取得できるような制度の導入に向けて検討しましょう。

新しくなった「労働時間等見直しガイドライン」を参考に、働き方を改革し、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を実現しましょう！！

労働時間等見直しガイドライン <http://www.mhlw.go.jp/general/seido/roudou/jikan/index.html#guide>

職場意識改善助成金 <http://www.mhlw.go.jp/general/seido/roudou/jikan/dl/05.pdf>

詳細については、

福岡労働局労働基準部監督課(TEL 092-411-4862)へ